

原告弁護士意見陳述

令和4年11月8日

被告は、準備書面で「確認書」や「誓約書」に関して、自らの正当性を主張する。しかし、前提とする事実経緯のほとんどが事実と反している。そこで原告は準備書面7で、これら書面が作成された経緯や背景事情について述べた。

「確認書」が作成された平成12年当時は、西須磨3街路のうち、中央幹線整備
5 に着手するタイミングだった。神戸市は、数々の被災地区で地元住民らを見放すなど強引な手法が社会的に大きな批判を受けていた。西須磨地区も例外ではなく、神戸市行政に対する極めて強い不信が渦巻いていた。

神戸市は対応に苦慮し、強硬姿勢をより強めたため、地元住民は強く反発し「須磨多聞線絶対反対」の声がさらに広がり、西須磨3街路問題は泥沼化の様相を呈し
10 ていた。自治会としても難しい対応を迫られ、その対応を西須磨都市計画道路公害紛争調停団に任せた。調停団が、神戸市都市計画局工務課長に抗議したところ、「整備する天神町部分の歩道の幅は10mを超えてもよい。」「離宮道以西の中央幹線は4車線にはこだわらない。2車線でよい。」と明言したため、神戸市、自治会、調停団の3者による協議が平成12年8月28日に実現した。一触即発の様相を呈
15 していた状況がこれで一変した。

協議の冒頭、工務課長は「今日の協議内容については、上（神戸市上層部）に上げて了解を得て来ている。」と発言し、同課長が神戸市としての方針を担い、神戸市を代表して出席するものであることを確認した。そして、平成12年11月10日に開催された協議で「整備が完成した後は、当自治会と事前協議を行い、同意を得ることなしに、道路等の形状を変更しないこと」などを含めた4項目につき、実
20 質的な合意に至った。自治会は、平成13年2月18日の臨時総会で「整備案作成の基本構想」を議決して、神戸市長に正式提案した。これに先立つ平成12年12月19日に神戸市と同自治会との間で交わされた合意文書が「確認書」である。

中央幹線を地元住民（天神町3・4・5丁目自治会）と神戸市が合意に基づいて
25 整備することは、当時社会的にも大いに注目され、その過程は、新聞等の報道機関も大々的に報道した。

他方、「誓約書」が提供されたのは、離宮道交差点の形状変更及び中央幹線の車道拡幅、緑地帯部分撤去について、神戸市は要求した主体や経緯などの重要事項について「事実を隠蔽」し、両自治会の同意を得るため「恣意的な説明」を行ったからである。自治会は、この神戸市の約束違反について嚴重抗議の上、工務課に対して原状回復と謝罪文の提出を求め、同課がこれを受けて謝罪し、平成18年1月8日に同課長名によって提出したのが「誓約書」である。

神戸市は、確認書に文書番号の記載がないので神戸市内部で決済されたものではなく法的効力がない紳士協定であるなどと反論する。しかし、確認書は公文書に相違なく、これが紳士協定にとどまるなどという説明は一切ない。本件訴訟になって、にわかに紳士協定であるなどと言っても、苦しい弁解にしか聞こえない。

「確認書」は、住民が線形を含む基本設計を行い、神戸市が住民の設計による中央幹線整備を受け入れる以上、その形状を変更するに際しては住民の同意を得て行うことは理の当然であり、神戸市もそれを十分認識していることは、神戸市が自らの非を認めて提出した「誓約書」からも明らかである。

被告は、何ら客観的な根拠を示すことなく、被告独自の主張を展開するが、事実と異なる手前勝手な「解釈論」に過ぎない。被告の主張は「確認書」等が取り交わされた当時の地元と神戸市を取り巻く客観的状況を顧みない独善的な暴論というほかない。

以上